

三木市記者発表資料 (令和4年8月23日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
健康福祉部 健康増進課	課長 後藤洋子 (内線 715-101)	母子保健係	0794-86-0900 (内線 715-103)

タイトル								
令和3年度末までに子宮頸がん予防（HPV）ワクチン 任意接種を受けた方に接種費用を助成								
内容								
<p>子宮頸がん予防（HPV）ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の機会を逃した方で、すでに定期接種の対象年齢を過ぎて任意接種として自費で接種されている場合に接種費用の助成を行います。</p> <p>1 助成対象者</p> <p>次の(1)～(4)全てに該当する方（※同種の費用の助成を三木市以外の市区町村から受けた方を除きます。）</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 令和4年4月1日時点で三木市に住民登録がある方(2) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた方(3) 16歳となる日の属する年度の末日までに子宮頸がん予防(HPV)ワクチン定期接種において3回の接種を完了していない方(4) 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担した方（平成26年度から令和3年度末までに、任意接種を受けた方）(5) 助成を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていない方 <p>2 助成内容</p> <p>子宮頸がん予防（HPV）ワクチン接種に対する実費（最大3回接種分まで）のうち、接種を受けた年度の1回あたりの金額（合計最大3回接種分）を上限に助成します（事務費等を除く）。</p> <p>なお、証明書発行等に要した費用は助成対象外です。</p> <table border="1"><thead><tr><th>接種を受けた年度</th><th>1回当たりの金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成26年度～令和元年度</td><td>15,500円</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>15,890円</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>15,900円</td></tr></tbody></table> <p>（令和4年4月以降は定期予防接種（キャッチアップ接種）として、無料で接種できます。なお、4月以降に自費で接種された方については、三木市定期予防接種費助成要綱に基づき対応します。）</p>	接種を受けた年度	1回当たりの金額	平成26年度～令和元年度	15,500円	令和2年度	15,890円	令和3年度	15,900円
接種を受けた年度	1回当たりの金額							
平成26年度～令和元年度	15,500円							
令和2年度	15,890円							
令和3年度	15,900円							

- 3 申請方法** 下記の申請書類を健康増進課へ提出
- (1) 三木市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費助成申請書（様式第1号）
- (2) 添付書類（①及び②）
- ① 接種費用を支払った事実、その額及び接種回数を証明する書類（原本）
例）領収証
- ② 申請者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証その他の接種済みの記載がある予診票等の写し
- 【①及び②の添付書類を提出できない場合】**
三木市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費助成申請用証明書（様式第2号）
- 4 申請期限** 令和7年3月31日
- 5 助成方法** 口座振り込み

セールスポイント

子宮頸がん予防（HPV）ワクチンの定期接種対象年齢は、小学6年生から高校1年生ですが、平成25年6月から積極的勧奨が差し控えられていたことにより定期接種の機会を逃した方で、すでに定期接種の対象年齢を過ぎて任意接種として自費で接種されている場合に接種費用の助成を受けることができます。

なお、令和4年4月から定期接種の積極的勧奨が再開されており、平成9年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女子については、定期接種対象者としてキャッチアップ接種を実施しています。